



「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」・「安心実現のための高知県緊急融資制度」
の取扱開始について

高知信用金庫は、高知県信用保証協会が「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」を、また高知県が「安心実現のための高知県緊急融資制度」を創設したことに伴い、原材料・仕入れ価格の高騰等により大きな影響を受けている指定業種（698業種）の事業者に対し、その資金繰りを支援するため同制度の取扱いを開始したので下記の通りお知らせします。

当金庫は、中小企業のお客さまをより力強く支援していくため、本融資制度の活用を中心とした融資の提案を積極的に行ってまいります。

保証制度	高知県信用保証協会制度	高知県中小企業等融資制度	
名称	原材料価格高騰対応等緊急保証	安心実現のための高知県緊急融資	
ご利用いただける方	中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づき指定された業種の中小企業者で、次のいずれかに当てはまる方 ・最近3ヵ月間の売上高、販売数量、完成工事高または受注残高（建設業に限る）が前年同期比3%以上減少している ・最近3ヵ月間（算出困難な場合は直近期決算）での売上総利益率または営業利益率が前年同期比3%以上減少している ・製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない		
ご融資限度額	2億8千万円	1億円	
合算限度額	あわせて2億8千万円の限度内		
お使いみち	経営安定に必要な事業資金（設備・運転資金）		
ご返済期間	10年以内（据置1年以内）	7年以内（据置1年以内）	10年以内（据置1年以内）
ご融資利率	当金庫所定利率	2.43%（変動） （商工会等認定 2.23%・変動）	2.58%（変動） （商工会等認定 2.38%・変動）
保証料	0.8%	0.3%（注）	0.25%（注）
ご返済方法	均等分割返済		
担保	必要に応じて、ご提供いただきます（信用保証協会の保証条件によります）		
保証人	法人のお客さま：原則、代表者の方（実質経営者の方を含む）のみ 個人のお客さま：原則、不要 （信用保証協会の保証条件によります）		
取扱期限	平成22年3月31日		

（注）高知市・南国市で事業を行っている方は、市から保証料補給を受けることで保証料が0.1%軽減されます。

本件に関するお問合せ・ご相談等につきましては、下記またはお近くの営業店までご連絡ください。

【お問合せ・ご相談窓口】

高知信用金庫 営業推進部

電話番号：0120-125257 受付時間：平日 9:00～17:00

土・日・祝日 9:00～17:00

以上